

道路点検維持補修業務委託概要書

本書は、富士市役所建設部道路維持課が発注する「道路点検維持補修業務委託」の概要について記す。

1 業務内容及び注意事項

本業務は、年間を通し市内の道路の巡視を実施し、舗装の穴補修等を行い、道路施設の保全を図ることを目的とする。

業務履行期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

(3年間の債務負担行為による契約。支払は3か月ごとに1回を予定。)

業務詳細は添付の道路点検維持補修業務委託特記仕様書を参照のこと。

2 添付書類

- (1) 道路点検維持補修業務委託特記仕様書
- (2) 自動車保険の担保及び金額
- (3) 補修パトロール実施報告書
- (4) 業務委託完了報告書
- (5) 富士市公募型指名競争入札参加申請書
- (6) 現場説明事項

3 指名競争入札の参加方法

添付の「富士市公募型指名競争入札参加申請書」に必要事項を記入し、押印の上、提出期限（令和8年5月25日午後3時）までに持参又は郵送により、富士市役所建設部道路維持課に提出すること。（郵送の場合は5月25日必着とする。）

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であり、富士市内に主たる営業所を有する者であること。
- (4) 富士市における建設工事競争入札参加資格土木一式工事に登録された者であること。
- (5) 指名競争入札参加申請書の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

5 道路点検維持補修業務委託概要書の交付

- (1) 交付期間 令和8年5月11日(月)から同年5月25日(月)まで
- (2) 交付書類 道路点検維持補修業務委託概要書
- (3) 交付方法 富士市ウェブサイトからの入手を原則とする。
なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1050150000/p004377.html>

6 参加申請に係る質問の受付及び回答

本指名競争入札参加申請に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年5月11日(月)から同年5月18日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、建設部道路維持課へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス ke-douroiji@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 質問回答日 令和8年5月20日(水)
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

7 参加申請書の提出

- (1) 提出期間 令和8年5月11日(月)から同年5月25日(月)までの午前8時30分から午後5時15分まで(最終日は、午後3時までとする。)
- (2) 提出先 富士市役所建設部道路維持課
- (3) 提出方法 持参(日曜日及び土曜日を除く。)又は郵送(提出期限までに必着のこと。)

8 手続日程

- (1) 令和8年5月11日 公告
- (2) 令和8年5月18日 質問書提出期限
- (3) 令和8年5月20日 質問回答の公表
- (4) 令和8年5月25日 参加申請書提出期限
- (5) 令和8年6月 4日 指名通知
- (6) 令和8年6月22日 入札
- (7) 令和8年6月30日 契約

9 その他（留意事項）

- (1) 参加申請書等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書に虚偽の記載をした場合には、参加申請書を無効とする。
- (3) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (4) 詳細は、上記3により交付する道路点検維持補修業務委託概要書に定めるとおりとする。

道路点検維持補修業務委託特記仕様書

本件の道路点検維持補修業務委託は富士市道路管理者の管理する道路を利用者が安全に使用できるように、道路を良好な状態で保全することを目的とする。道路点検パトロール及び舗装道路の穴埋め等、道路の維持管理業務を履行するにあたり、契約書に記すことのできない事項を以下の特記仕様内容にて確認すること。

1. 作業内容について

本業務は、日々の道路点検パトロールを主たる作業内容とする。道路点検パトロール対象箇所は富士市全域の富士市道路管理者が管理する道路とする。受託者は、富士市全域を2週間程度で周れるよう、計画的に日々の道路点検パトロールを行うこと。

受託者は、道路点検パトロール中に舗装の穴及び落下物等を発見した場合、速やかに処理を行うこと。舗装の穴埋め発見時にはGPS機能付カメラ等で施工箇所を撮影し、位置情報付の写真データを取得すること。

受託者では処理できない道路陥没等を道路点検パトロール中に発見した場合は、速やかに委託者に連絡するとともに、バリケードを置く等の応急処置をすること。

道路路肩の除草、路面凍結時の薬剤散布及びその他の作業について、委託者より指示があった場合、受託者は、速やかにその指示に従うこととする。

作業中に発生したアスファルト殻や材料の空袋、残土等について、受託者で適切に処理を行うこと。

2. 作業時間について

委託業務時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、8：30～17：00の間とする。（昼休憩1時間）

3. 業務員について

業務員は常時2名とし、普通作業員1人、運転手（一般）1人とする。

運転手（一般）は道路交通法第84条に規定する運転免許証を有する者とし、また、普通作業員の補助業務にあたり作業を行うこと。

業務員は地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情等を受けた場合には解決にあたること。また、業務員の作業内容及び言動等が不適切と認められる場合、受託者と協議の上、委託者は業務員の変更を求めることができる。

4. 委託者が用意するもの

- ・道路作業車
- ・原材料（常温アスファルト混合物、アスファルト用乳剤）

5. 受託者が用意するもの

- ・タンパ
- ・常温アスファルト混合物を締め固めるための道具（スコップ等）
- ・位置情報付の写真データを撮影するためのGPS機能付カメラ等及び記録媒体

6. 道路作業車について

委託者は、道路作業車を貸与するが、車両に対する自動車保険契約は受託者で加入し、万一の事故等に対応できるようにすること。また、その担保種目及び保険金額は別紙「自動車保険の担保及び金額」の通りとする。

ただし、運転が原因による故障および点検等の一時的な事由で市の車両が使用できない場合は、受託者で車両を手配し、対応すること。なお、明らかに道路作業車に原因があり故障等が生じた場合には委託者が車両を手配する。

7. 安全管理について

本業務は、通過交通の多い場所での業務となるので安全に十分留意し、道路交通法を遵守して業務にあたること。

受託者は、事故等が生じた場合は速やかに委託者への報告及び事故等への対応をすること。万一事故等により代車を必要とする場合は、受託者が用意すること。

8. 業務報告について

(1) 業務員は、日々の作業終了後に「補修パトロール実施報告書」を作成し、位置情報付の写真データとともに提出すること。また、道路陥没箇所等の問題箇所については詳細を報告すること。

(2) 各年度の終了時に「業務委託完了報告書」を提出すること。

9. その他

受託者は日常点検等の道路作業車の維持管理を十分に行い、異常があった場合には委託者に報告し、故障による業務の遅滞等が無いよう努めること。

契約書及び特記仕様書に記されたこと以外に疑義が生じた場合には、委託者と受託者で協議し処理するものとする。

自動車保険の担保及び金額

担保種目	保険金額
車両	任意
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身障害	(1事故 1名につき) 任意

確認者

補修パトロール実施報告書

令和 年 月 日 (曜日) 晴曇雨

始発時メーター		終了時メーター			全走行距離数	
					km	
車両運転者		乗員者名				
市からの指示事項						
作 業 内 容						
舗装穴埋め					そ の 他	
実施場所		資材	穴数	袋数	実施場所	作業内容
①						
②						
③						
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
⑪						
⑫					使用資材名	使用量
⑬						
⑭						
⑮					残り資材名	残量
⑯						
⑰						

業務委託完了報告書

1 契約番号

2 業務委託名

3 履行場所 富士市

4 業務委託料 _____ (消費税を含む)

5 契約年月日 令和 年 月 日

6 履行期間 着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

7 完了年月日 令和 年 月 日

上記のとおり業務委託を完了したので関係図書を添えて報告します。

令和 年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
受託者 商 号
氏 名

印

現 場 説 明 事 項

1. 委託名称 道路点検維持補修業務委託(R8.7.1～R11.6.30)
2. 履行場所 富士市 全域
3. 委託概要 別添設計書のとおり
4. その他の注意 設計図書では著作権法に低触するものもあるので、取り扱いに
十分配慮されたい。
5. 通達事項
 - 1) 落札者は業務員を選定し契約後速やかに市監督員と委託内容等協議
されたい、尚その後の協議も密にし、遅滞なく業務が遂行される様留意されたい。
 - 2) その他詳細については、別添「道路点検維持補修業務委託特記仕様書」を参照のこと。
 - 3) 履行期間は令和8年7月1日～令和11年6月30日までのうち土曜日、日曜日、祝日を除くものとする。